

位置図

特記事項

(工事概要) ・普通教室棟の消火配管の更新を行う。

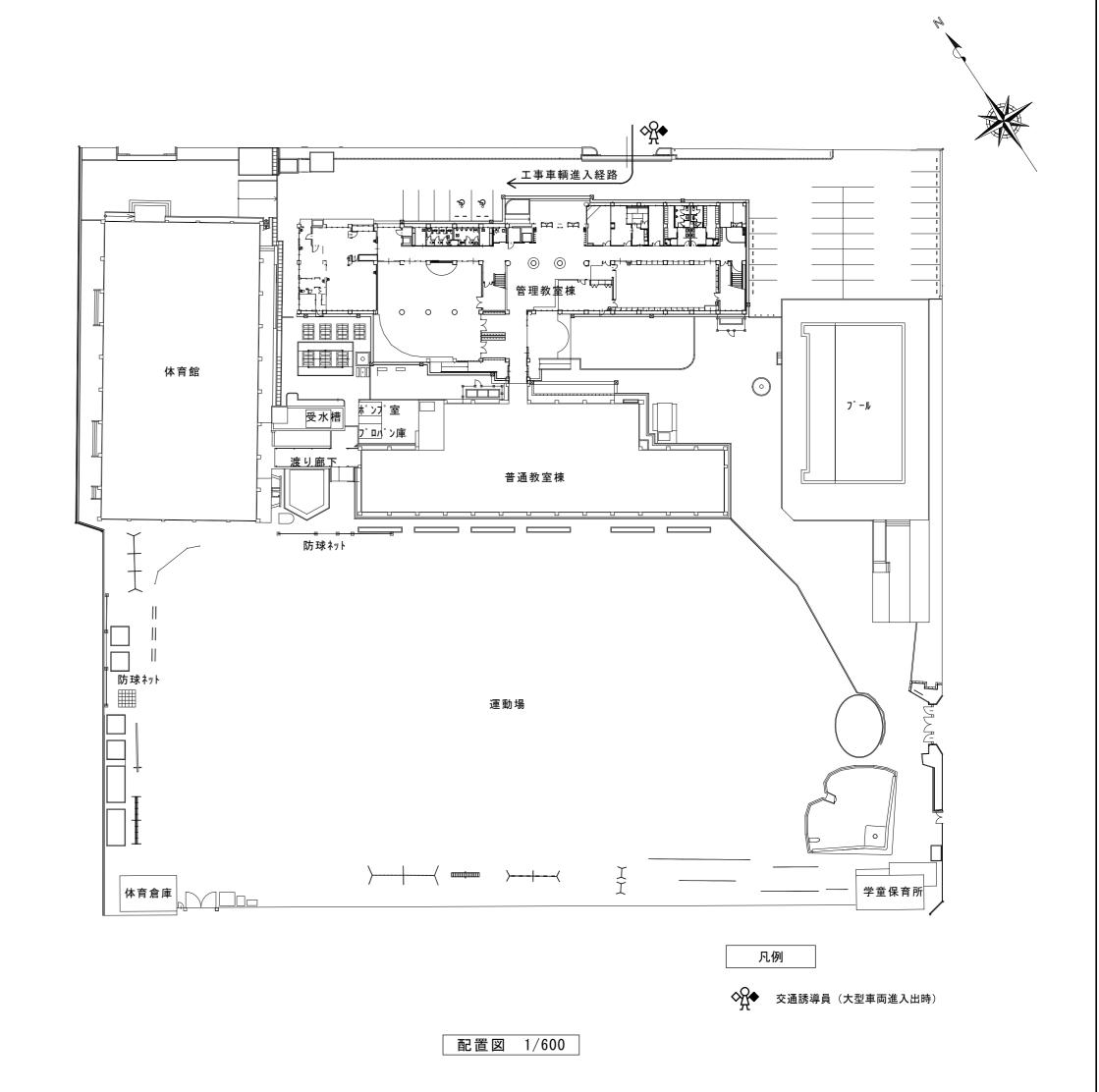
・普通教室棟及び管理教室棟の屋内消火栓ホースの取替を行う。

(施工条件)

- ・契約締結後速やかに詳細な工程を調整の上決定すること。
- ・作業着手までの期間に調査及び、施工計画書等を作成し、市監督員の承諾を得ること。
- ・作業着手までの施設内調査は、事前に市監督員の承諾を得るものとし、施設運営に影響を与えない範囲とする。
- ・工事期間中も施設を利用するため、安全対策には十分配慮すること。なお、作業日については、
- 施設運営に支障をきたさないよう監督員、施設管理者と打合せをし、工事の日程を決めること。
- ・大型車両の出入りの際には誘導員を配置すること。
- ・作業着手前には、現況状況把握の為に破損箇所等あれば、写真に記録しておくこと。また、工事過程に於いて 既設施設に破損等を与えた場合は、受注者の負担に於いて速やかに復旧すると共に市監督員に報告をすること。
- ・設計書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取合いのはつり補修復旧は本工事に含む。 なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。
- ・工事用水、電力については既存の施設を無償で利用できる。但し、施設運営に影響しないよう事前に 打合わせのうえ計画し施工すること。
- ・工事用車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。
- ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づいて、受注者は受注時において
- 工事着手前に「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出すること。
- また、工事完了後にJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へ実績報告を行い、「再生資源利用実施書」、 「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出すること。
- ・本工事の現場施工にあたっては学校運営に支障のないように、土日祝日及び冬期休暇に施工を行うようにすること。 ただし、平日であっても授業等に影響のない範囲に限り施工を行うことを認める。
- ・消防署の指導に基づき、施工を行うこと。

(解体撤去処分)

- ・本工事により発生する廃材は、産業廃棄物となるため関係法令により適切に処理すること。 また、工事着手前に、施工方法を記した施工計画書を市監督員に提出し承諾を得ること。
- ・工事完了後、速やかに施工報告書(マニフェスト等の写しA・B2・D)を市監督員に提示すること。



図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による

- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 「公共建築工事標準仕様書(建築、電気、機械設備工事編)平成28年版」
- 「公共建築改修工事標準仕様書(建築、電気、機械設備工事編)平成28年版」
- 「公共建築設備工事標準図(電気、機械設備工事編)平成28年版」
- 「建築、電気、機械設備工事監理指針平成28年版」
- 独立行政法人 建築研究所監修
- 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」

| 津市立誠之小学校消防設備改修工事 | | | | | | | | | | 縮尺 1/600 |
|------------------|--------------|---|---|---|---|---|---|---|--|----------|
| 図面名称 | 位置図、配置図、特記事項 | | | | | | | | | 原図: A2 |
| 区四石が | | | | | | | | | | 平成30年10月 |
| | 津 | 市 | 建 | 設 | 部 | 営 | 繕 | 課 | | No. 1/6 |

